

表1 中小企業向け給付型つなぎ資金 (Überbrückungshilfe、Überbrückungshilfe II、Überbrückungshilfe III)

	今回のプログラム (Überbrückungshilfe III)	前回のプログラム (Überbrückungshilfe II)	前々回のプログラム (Überbrückungshilfe)
申請対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間売上高が 5 億ユーロまでの企業、自営業者、フリーランサー。</li> <li>ドイツに本社または恒久施設があり、2020 年 5 月 1 日までに事業活動を開始していること。</li> </ul>	業種は問わず、中小企業、自営業者、フリーランサー。	
申請要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>2021 年 1 月～6 月分 2020 年 4 月から 12 月の期間のうち、2 カ月連続で前年同月比の売上が 50%以上減少、または、2020 年 4 月からの平均売上が前年同期比で 30%以上減少していること。</li> <li>2020 年 11 月・12 月分 2020 年 11 月または/かつ 12 月の売上が前年同月比で 40%以上減少している企業で、かつ 11 月・12 月緊急支援の対象外の企業。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年4月から8月までの期間のうち、売上が2か月連続で前年同月比50%以上減少していること、または、</li> <li>2020年4月から8月までの期間の平均売上が前年比で30%以上減少していること。</li> <li>2019年6月以降に設立した企業は、2019年11月と12月の2か月連続で比較して売上50%以上減少していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4～5月の売上合計額が前年同期比で60%以上減少していること。</li> <li>2019年4月以降に設立した企業は、2019年11月～12月の売上合計額との比較。</li> </ul>
補助対象となる「固定費」	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃貸料、リース料、借入金利、電気・水道などの費用、衛生・感染対策のための費用、その他の固定費、従業員の人件費の一部（補助対象となるその他全ての固定費の20%）など。</li> <li>衛生対策のための建物の近代化、改修、または建て替え等の費用について、最大 2万ユーロを必要経費として計上することが可能。</li> <li>マーケティングおよび広告費用については、2019 年実績を上限として固定費として計上可能。</li> <li>資産の減価償却費用の最大 50%。</li> <li>自営業者、観光業界（旅行代理店およびツアーオペレーター）、文化およびイベント事業者には別途、補助対象となる固定費の定めあり。</li> </ul>	賃貸料、リース料、借入金利、電気・水道などの費用、その他の固定費、従業員の人件費の一部（補助対象となるその他全ての固定費の20%）、研修生の費用、固定資産税など。新たに、空調設備や、屋内で行う事業を野外へ一時移転する費用なども拡張。	賃貸料、リース料、借入金利、電気・水道などの費用、その他の固定費、従業員の人件費の一部（補助対象となるその他全ての固定費の10%）、研修生の費用、固定資産税など。
補助対象となる期間	2021年1月から6月の各月	9月から12月の各月 (給付額の算定は4カ月の合計ではなく、各月ベースで計算)	6～8月の各月 (給付額の算定は3カ月の合計ではなく、各月ベースで計算)

(出所) ドイツ政府

表2 給付額 ※下線部は変更部分

給付対象月の売上合計額の減少 (前年同月比)	給付額 (2021年1月～6月)	前回の給付額 (9月～12月分)	前々回の給付額 (6月～8月分)
30%超、50%未満	固定費の40%	固定費の40%	固定費の40%
50%から70%	固定費の60%	固定費の60%	固定費の50%
70%超	固定費の90%	固定費の90%	固定費の80%

(出所) ドイツ政府

表3 給付上限額 ※下線部は変更部分

今回の上限額 (2021年1月～6月の6カ月分)	前回の上限額 (9月～12月の4カ月分)	前々回の上限額 (6月～8月の3カ月分)	
企業規模を問わず一律 120万ユーロ (20万ユーロ/月)	企業規模を問わず一律 20万ユーロ (5万ユーロ/月)	従業員5名までの企業	9,000ユーロ (3,000ユーロ/月)
		従業員10名までの企業	1万5,000ユーロ (5,000ユーロ/月)
		固定費が非常に高い小規模企業については、例外的に正当性が認められると、これらの上限額を超える場合がある。	

(出所) ドイツ政府